

クリチバ総領事館からのお知らせ（感染症情報：黄熱）

2017年2月3日

ブラジル国内において、黄熱感染者の発生地域が拡大しています。
当該地域への渡航を計画されている方は、十分にご注意ください。

パラナ州、サンタカタリーナ州にお住まいの皆様、
旅行者の皆様へ

2月2日付けで、日本外務省として当国における黄熱感染について、注意喚起のための情報を発出しておりますので、以下のとおりお知らせします。（感染症スポット情報：ブラジルにおける黄熱の流行 http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2017C019.html）。
黄熱感染が流行している地域に旅行・出張を計画されている方は、十分にご注意ください。

2月3日時点での当地報道によれば、サンタカタリーナ州では4件の黄熱感染者報告されていますが、うち3件はミナス・ジェライス州での感染の可能性が高いとされています（残り1件については、感染地不明）。

【ポイント】

- 世界保健機関（WHO）は、エスピリト・サント州（都市部を除く）、バイーア州の南部及びリオデジャネイロ州の北部（ミナス・ジェライス州及びエスピリト・サント州との隣接地域）を新たに黄熱のリスク地域に追加し、注意を促しています。
- 米国（CDC）は、「高度の注意」を呼びかける渡航情報を発出しています。
- 今年に入り、ブラジル国内で黄熱が流行しています。感染例が最も多いミナス・ジェライス州は、1月13日付けで同州の4つの市に対して、黄熱に関する180日間の緊急事態宣言を発出し、注意を呼びかけています。
- 黄熱は、黄熱ワクチンの接種により予防することができます。ブラジルに渡航・滞在を予定している方は、黄熱ワクチンを接種し、現地に滞在中は蚊に刺されないための対策を講じてください。

1 ブラジルにおける黄熱の発生状況

（1）ブラジル保健省の発表によれば、2016年12月1日から2017年1月27日までに、ブラジル国内で555例の黄熱の感染疑い例（うち確定87例、調査中442例、黄熱ではないことが確定26例）が報告されています。このうち、死亡例は107例（確定例から42例、調査中から65例）となっており、確定例での致死率は約50%（87例のうち42例）となっています。

（2）感染者（確定及び疑い例を含む）の発生地域は、南東部の3地域（ミナス・ジェライス州、エスピリト・サント州、サンパウロ州）、中西部の2地域（ゴイアス州、マット・グロッソ・ド・スル州）、北東部の1地域（バイーア州）の計6地域となっています。このうち、ミナス・ジェライス州で最も多くの感染者が報告されており、全体の報告例（555例）のうち、504例（黄熱ではないことが確定19例）が同州での発生となっています。また、全体の死亡例（107例）のうち、100例が同州で報道されています。同州知事は1月13日付けで同州の4つの市（コロネル・ファブリシアノー市、ゴベルナドル・ヴァラダレス市、マニユミリム市及びテオフィロ・オトニ市）に対して、黄熱に関する180日間の緊急事態宣言を発出しています。

（3）今回のブラジルでの流行を受け、世界保健機関（WHO）は同国の黄熱リスク評価を見直し、これまで黄熱のリスク地域に含まれていなかったエスピリト・サント州（都市部を除く）、バイーア州の南部及びリオデジャネイロ州の北部（ミナス・ジェライス州及びエスピリト・サント州との隣接地域）を新たに黄熱のリスク地域に追加し、注意を促しています。

(参考) WHOによる黄熱リスク地域：<http://www.who.int/csr/don/27-january-2017-yellow-fever-risk-map-brazil.png?ua=1>

(4) 2月1日、米国疾病管理予防センター(CDC)は、ブラジルに渡航する米国人に対して、「高度の注意(enhanced precautions)」を呼びかける渡航情報(3段階の中間レベル)を発出し、生後9か月以上の渡航者は黄熱ワクチンを接種すべきとしています。また、黄熱予防接種証明書(イエローカード)の有効期限が生涯有効に変更されたことを踏まえ、既に接種済みの場合は追加の接種を求めるとはせず、現在の流行状況を踏まえ、前回の接種から10年以上が経過しており、流行地域への渡航を予定している場合には追加の接種を検討するよう推奨しています。

(参考)

米国疾病予防管理センター(CDC) (英文)

<https://wwwnc.cdc.gov/travel/notices>

2 黄熱について

(1) 感染経路

黄熱は、黄熱ウイルスに感染した蚊(ネッタイシマカ)に刺されることがかかる全身性の感染症です。アフリカ(主に中央部)と南アメリカ(主にアマゾン地域)等で感染者が報告されています。ヒトからヒトへ感染することはありません。

(2) 症状

通常3～6日の潜伏期間の後、発熱、頭痛、筋肉痛、嘔吐などの症状を示します。感染しても症状がないか、軽い症状のみで終わる場合もありますが、症状を呈した患者のうち15%が重症になり、黄疸、出血傾向を来し、重症になった患者の致死率は20～50%に達するとされています。発症した場合には、重篤になるリスクの高い感染症と言えます。

(3) 治療方法

特別な治療はなく、対処療法が行われます。

(4) 予防

黄熱は、黄熱ワクチンの接種により予防することができます。1回の予防接種で終生免疫を獲得することができます。黄熱予防接種証明書(イエローカード)は、接種後10日後から有効となりますので、渡航を計画されている方は、早めに接種を行うことが大切です。なお、現在ブラジル政府は入国時にイエローカードの提示を求めています。手続きが変更される場合もありますので、詳細は現地在外公館に確認し、最新の情報を入手してください。

また、黄熱はウイルスをもった蚊に刺されることで感染することから、現地では、長袖・長ズボンを着用し、定期的に蚊の忌避剤を使用するなど蚊に刺されないための対策を講じてください。

黄熱については、以下の厚生労働省及び厚生労働省検疫所のホームページもあわせてご参照ください。

(参考)

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124572.html>

厚生労働省検疫所

<http://www.forth.go.jp/useful/yellowfever.html>

3 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。(詳細は

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/#> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 5367

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(携帯版) <http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

(現地在外公館連絡先)

○在ブラジル日本国大使館

電話：(市外局番 61) 3442-4200

国外からは(国番号 55) -61-3442-4200

ホームページ：<http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

○在ベレン領事事務所

電話：(市外局番 91) 3249-3344

国外からは(国番号 55) -91-3249-3344

ホームページ：<http://www.belem.br.emb-japan.go.jp/pt/jp/index.html>

○在レシフェ領事事務所

電話：(市外局番 81) 3207-0190

国外からは(国番号 55) -81-3207-0190

ホームページ：<http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/recife.html>

○在サンパウロ日本国総領事館

電話：(市外局番 11) 3254-0100

国外からは(国番号 55) -11-3254-0100

ホームページ：<http://www.sp.br.emb-japan.go.jp/jp/index.htm>

○在リオデジャネイロ日本国総領事館

電話：(市外局番 21) 3461-9595

国外からは(国番号 55) -21-3461-9595

ホームページ：<http://www.rio.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

○在クリチバ日本国総領事館

電話：(市外局番 41) 3322-4919

国外からは(国番号 55) -41-3322-4919

ホームページ：http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/index_j.html

○在ポルトアレグレ領事事務所

電話：(市外局番 51) 3334-1299

国外からは(国番号 55) -51-3334-1299

ホームページ：http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/poa_j.html

○在マナウス日本国総領事館

電話：(市外局番 92) 3232-2000

国外からは(国番号 55) -92-3232-2000

ホームページ：<http://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/>